平成２５年（フ）第５０号
三重県四日市市小杉新町91番地４
債務者　原田佳津江
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
三重県三重郡菰野町大字宿野1334番地１　ハイツ・サンライト102
債務者　吉本　祐夫
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
京都市山科区西野山射庭ノ上町296番地　マエダハイツ103、申立時の住所京都市伏見区醍醐御霊ケ下町27番地の40
債務者　別所　君枝
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町６番地２　勧修寺第１市営住宅１棟305号室
債務者　石田千津子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟316号
債務者　今江　尚美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
京都市伏見区深草池ノ内町12番地　メゾン青風308号
債務者　西川　一雄
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４０号
京都市伏見区中島河原田町４番地の24
債務者　小原　慶子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目４番13号305
債務者　平良　利恵（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６７号
奈良市大森町75番地　フレオーブツカサ201号
債務者　井上　翔太
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
奈良県大和郡山市北郡山町177番地２　レオパレス茶園場102号
債務者　山﨑　啓司
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
広島県三原市小坂町639番地２
債務者　奥野　寿来
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
愛媛県松山市今在家３丁目４番37号
債務者　上杉　素直
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
愛媛県松山市立花５丁目３番15号　コートダジュール103号
債務者　大田　龍美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
愛媛県松山市立花５丁目３番15号　コートダジュール103号
債務者　大田美千子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２号
愛媛県松山市浄瑠璃町甲926番地４
債務者　三神賢太郎
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県久留米市三潴町生岩1142番地１
債務者　篠崎　隆裕
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県久留米市三潴町生岩1142番地１
債務者　篠崎　和代
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部